平成29年度

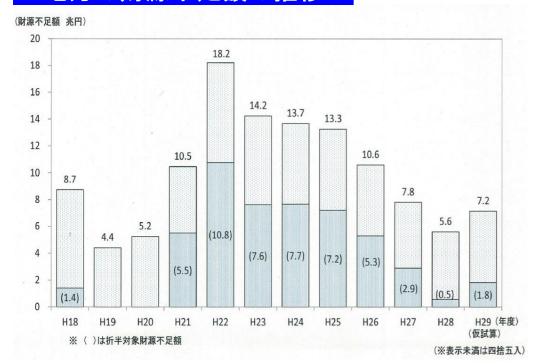
国の予算・地方財政対策について

平成28年12月16日地方 六団体

1.地方一般財源総額と地方交付税総額の確保

- ●増嵩する社会保障関係費や地方創生への取組等、地方の財政需要は拡大。
- ●近年、減少傾向にあった地方の財源不足額がさらに拡大。
- ●地財計画の歳出圧縮や地方交付税総額の抑制に関する議論は、国財政の 健全化を優先し、地方財政の実態を踏まえていないもの。
- ●地方創生への着実な取組などに的確に対応できるよう、歳出特別枠を実質的に確保したうえで、必要となる地方一般財源総額と地方交付税総額を確保。

地方の財源不足額の推移



骨太の方針2015(抄) (H27.6閣議決定)

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、 交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額に ついて、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水 準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

地財計画における歳出特別枠

(単位:億円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
地方再生対策費	4,000	4,000	4,000	3,000	-	ı	1	_	_
地域雇用創出推進費	1	5,000	1	-	-	-	1	_	_
地域活性化·雇用等 対策費	-	_	9,850	12,000	-	-	-	_	_
地域経済基盤強化・ 雇用等対策費	ı	-	ı	ı	14,950	14,950	11,950	8,450	4,450
計	4,000	9,000	13,850	15,000	14,950	14,950	11,950	8,450	4,450

2.社会保障に係る安定財源の確保

- ●消費税10%への引上げが再延期され、社会保障充実のための財源を喪失。
- ▶地方では、既に子ども・子育て等をはじめとする社会保障充実のための施策 を先行して取組。
- ▶これら施策の推進に支障が生じないよう、国は必要な財源を確保すべき。

消費税率引上げ再延期に関する 総理大臣会見要旨(H28.6.1)

- ○安倍政権の下で子育て世帯を支援していく 決意は揺るがない。
- ○保育の受け皿50万人分の確保は、来年度ま での達成に向け、約束通り実施する。
- 〇「介護離職ゼロ」に向けた介護の受け皿50万 人分の整備もスケジュールどおり進める。
- ○さらに、保育士、介護職員等の処遇改善など、 一億総活躍プランに関する施策については、 アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確 保して、優先して実施する。
- ○アベノミクスを一段と加速することにより税収 を一段と増やし、その果実も使って可能な限 り社会保障を充実させる。
- 〇優先順位をつけながら今後の予算編成の中 で最大限努力する。

社会保障の「充実」の全体像

厚生労働省資料

0.7兆円程度

○ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等* による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

〇子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- 「待機児童解消加速化プラン」の実施

〇医療・介護サービスの提供体制改革

早期の在宅・社会復帰を可能にする。

②地域包括ケアシステムの構築

v)マンパワーの確保等

医師、看護師等の医療従事者を確保する。

ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期

・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。

(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・

iii)認知症施策、iv)地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し

医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括

社会的養護の充実

など

〇医療・介護保険制度の改革

- ①医療保険制度の財政基盤の安定化
 - 低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の 拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する 改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- ・協会けんぽに対する国庫補助
- ②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保 (新たな基金の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・ ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充 ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
 - ③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等 ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
 - 医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平 の観点からの外来・入院に関する給付の見直し
 - 4介護給付の重点化・効率化
 - ·一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し
 - ⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化 を併せて実施

〇難病、小児慢性特定疾患に係る 公平かつ安定的な制度の確立

i)医療と介護の連携、ii)生活支援・介護予防の基盤整備

〇現行制度の改善

必要な措置)

医

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- 遺族年金の父子家庭への拡大

0.6 兆円程度

- (注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、
- 所要額(公費※)合計 2. 8兆円程度

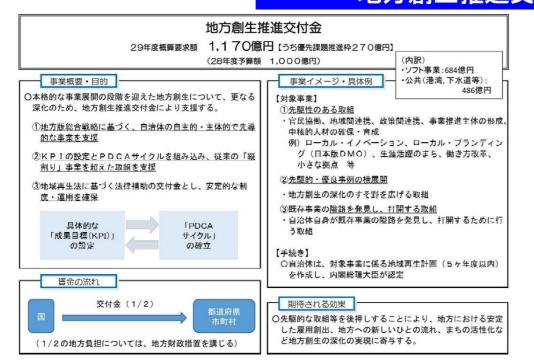
3.地方創生の実現に向けた財源の充実

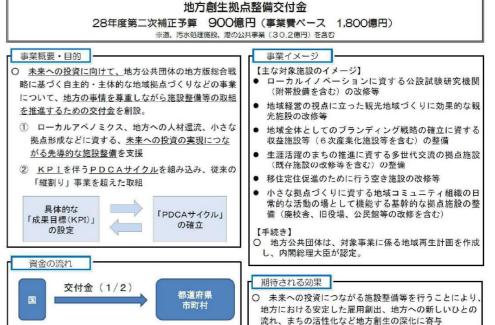
- ●地方創生の実現のためには、地域の実情に応じた息の長い取組が必要。
- ●地財計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続が不可欠。
- ●「地方創生推進交付金」の拡充はもちろん、成果ある地方創生が実現できるよう、要件の緩和など弾力的な運用を図るべき。

H28地財計画(まち・ひと・しごと創生事業費の確保)

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点 から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成28年度においても引き続き1兆円を確保

地方創生推進交付金等の状況





4.国民健康保険制度の安定的運営

- 国民健康保険への財政支援の拡充は、国と地方の合意事項。
- 国と地方の合意を尊重し、国民健康保険制度改革の実現に支障を来たすこ とがないよう、確実に実行すべき。

国民健康保険の見直しについて (議論のとりまとめ)のポイント

平成27年2月12日 国民健康保険制度の基盤強化に関する 国と地方の協議(国保基盤強化協議会)

国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、厚生労働省は、 以下の方針に基づき、必要な予算の確保、本年通常国会への所要の法案の提出等の対応を行う。

1. 公費拡充等による財政基盤の強化

- ○毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化。
 - ⇒これに伴い、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能。
 - I. 平成27年度から低所得者対策として、保険者支援制度を拡充(約1,700億円)
 - Ⅱ. 平成29年度以降は、更なる国費 毎年約1,700億円を投入
 - ①国の財政調整機能の強化―自治体の責めによらない要因(※)に対する財政支援の強化 ※精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等
 - ②医療費の適正化に向けた取組等(※)、努力を行う自治体に支援を行う「保険者努力支援制度」の創設 ※例えば、後発医薬品使用割合、保険料収納率等
 - ③財政リスクの分散・軽減のため、財政安定化基金を創設
 - ④著しく高額な医療費に対する医療費共同事業への財政支援の拡充
- ○あわせて、医療費の適正化に向けた取組、保険料の収納対策等を一層推進し、財政基盤を強化。

国民健康保険の改革による制度の安定化 (八費拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

○低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への 財政支援を拡充(約1,700億円)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- ○財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
- ○自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応

(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)

- 〇保険者努力支援制度… 医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- ○財政リスクの分散・軽減方策(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等)等

・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成(平成27年度約200億円

·平成29年度には、約1,700億円を投入し、財政安定化基金への積増し等を実施。

(厚生労働省 保険局 国民健康保険課 資料より)

【参考】財政支援の推移

(単位:億円)

					_
	27年度	28年度	29年度	30年度 (都道府県移行)	
低所得者対策の強化	1,700	1,700	1,700	1,700	〕 消費税財源 〔5⇒8%〕
財政安定化基金の造成等 (保険料の激変緩和にも活用)	200	400	1,700		総報酬割化
国保改革に伴う財政基盤の強化 (保険者努力支援制度等)				1,700	財源

5.国民健康保険の減額調整制度の廃止

- ●子どもの医療費助成等を地方単独事業で実施している市町村に対する国保 の国庫負担金等の減額措置は、直ちに廃止すべき。
- ●国の責任において、子どもを対象とした医療費助成制度を創設すべき。

乳幼児等医療費助成制度の実施状況

	都道府県に	こおける実施	状況	
1. 🔻	付象年齢		(単位:都道府県)	
	対象年齢	通 院	入 院	
	3歳未満	47	47	
	4歳未満	45	47	
	5歳未満	41	46	
	就学前	40	46	
	9歳年度末	15	24	
	12歳年度末	12	23	
	15歳年度末	6	15	
	18歳年度末	1	1	
2. 戸	听得制限			
	〇 所得制限なし 1	7県(36. 2%)		
	〇 所得制限あり 3	0県(63.8%)		
3	一部自己負担			
	〇 自己負担なし	8県(17.0%)		
	〇 自己負担あり 3	9県(83.0%)		

	中町村に	めける夫他1	入沉
1. 5	吋象年齢		(単位:市町村)
	対象年齢	通院	入院
	4歳未満	1,741	1,741
	就学前	1,731	1,741
	7歳未満	1,472	1,678
	7歳年度末	1,471	1,678
	8歳年度末	1,469	1,677
	9歳年度末	1,468	1,677
	10歳年度末	1,421	1,662
	11歳年度末	1,417	1,662
	12歳年度末	1,416	1,662
	15歳年度末	1,268	1,489
	16歳年度末	272	289
	18歳年度末	270	287
	22歳年度末	1	1
2. Ē	听得制限		
	〇 所得制限なし 1	,402市町村(8	30. 5%)
	〇 所得制限あり	339市町村(1	9. 5%)
3	一部自己負担		
	〇 自己負担なし	1, 030市町村(59. 2%)
	〇 自己負担あり	711市町村((40. 8%)

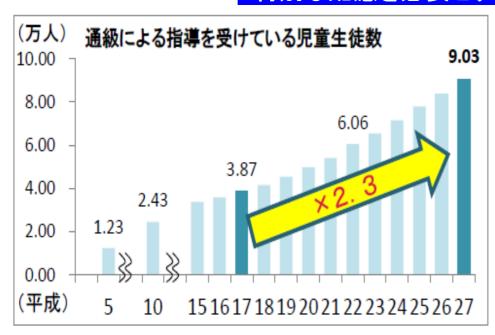
古町村になける宝体状況

(厚生労働省調査[H27.4.1現在]をもとに作成)

6.教職員定数の充実

- ●教育は「未来への先行投資」であり、国の財政健全化の視点のみから議論す べきではない。
- ●教育現場では、障害、いじめ・不登校、教育格差、外国人児童生徒等、特別 な配慮を必要とする児童生徒が著しく増加しており、課題が複雑かつ困難化。
- ●地域の実情に応じた教職員配置が計画的に行えるよう、義務標準法の改正と財源の確保が必要。

特別な配慮を必要とする児童生徒数の推移





左:文科省作成資料、右:財政制度等審議会財政制度分科会(平成28年4月7日)資料

7.防災・減災対策の推進

- ●国民の生命・財産を守るため、社会資本整備に係る十分な予算が必要。
- ●計画的な対策が講じられるよう、「緊急防災・減災事業債」を継続すべき。
- ●災害時の対応拠点となる庁舎等の建替や耐震補強のための財源を確保。

緊急防災・減災事業債の継続・拡充

近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。このことから、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。また、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の継続・拡充など、国土強靭化と防災・減災対策を加速するための財源を確保すること。

また、災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や学校施設を含む避難施設等については、今回の鳥取県中部地震及び熊本地震による被害状況も踏まえ、緊急に、**建替や耐震補強を図るための**十分な財政措置を講じること。

消防防災施設等の整備に係る財政措置

平成28年4月 消防庁消防·救急課

(3) 緊急防災・減災事業

防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象。<u>(事業年度:平成26年度から平成28年度まで(平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえ</u>て検討))

- (i) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備
- (ii) 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある 情報網の構築
- (iii) 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点 から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転
- (iv) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(平成25年消防庁告示第4号)に基づき広域化の期限までに広域化したものが実施する消防広域化事業
- (v) 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化
 - ※ 原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とする。 ただし、消防署所については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化 を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものは対象 とする。